

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市条例第40号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和63年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の180」に改める。

第2条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の172.5」に、「100分の180」を「100分の177.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。